

役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 博愛福祉会

制定：令和元年 7 月 1 日

役 員 等 報 酬 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛福社会の役員（理事・監事）及び評議員に対する報酬及び旅費の額並びにその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。評議員とは非常勤の評議員
常勤役員については、別紙の「役員報酬体系」に基づき支給ものとする。

(報酬及び日当旅費の支給)

第2条 役員の報酬及び日当については、勤務実態(常勤)に即して支給することとし、
常勤役員については、別紙の「役員報酬体系」に基づき支給ものとする。ただし、
理事のうち、嘱託職員は別に定める。

2 非常勤役員及び評議員については、当法人が開催する理事会及び 評議員会に出席した場合及び当法人が開催する研修等に参加された場合は、以下の内容に従い報酬及び日当を支給する。

役員及び評議員が理事会・評議員会に出席	役員及び評議員については報酬として20,000円を支給する。
役員及び評議員が法人の催しに出席 (施設行事、施設視察、施設監査の立合い等)	役員及び評議員については日当として10,000円を支給する。
役員及び評議員が業務上の出張	交通費及び宿泊費については、実費相当額を支給する。ただし、宿泊費用の1泊分の相当額として東京都23区の場合は20,000円、それ以外は15,000円とする。また日当として1日10,000円を支払う。
役員及び評議員の研修旅行に出席	交通費の実費及び宿泊費については研修旅行費用に充当する。また、同時に理事会・評議員会を開催する関係で、報酬を1日分支給する。

※全社協・経営協等主催による研修等の出張で、宿泊費が定められている場合は、上記の定めた金額に係らず、団体指定の金額に従うものとする。

2 役員の報酬については、定期昇給はなく、理事長が「役員報酬体系」の等級を定

め、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

- 3 業務上の出張に関して、鉄道を利用する場合はグリーン車、航空の場合はビジネスクラスを利用することができる。
- 4 業務上の出張に関して、自己所有の車を利用した場合は、走行距離1 kmあたりの定額及び高速道路料金、駐車場料金等の費用を支給する。
- 5 海外出張及び研修についても、旅費及び宿泊費については実費を支給する。また、海外出張及び研修の場合に限り、日当を20,000円支給する。

(賞与の支給)

第4条 役員報酬を支払う常勤役員に対する賞与の支給は、支給日及び支給比率は職員と同一とする。

(退職金)

第5条 役員及び評議員が退任した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。

- 2 役員及び評議員が退任した場合の退任手当の額は、1年につき以下の金額に在任期間を乗じた金額を支給する。ただし、理事長の退任手当の額は、1年につき50,000円として、在任期間を乗じた額とする。

職位	金額(1年につき)
理事・監事	25,000円
評議員	15,000円

- 3 退任手当の算出の基礎となる在任期間の計算は、役員及び評議員となった日の属する月から、退任した日の属する月までの月数による。(在任期間に1年未満の端数がある場合は、月割りで支給する。)
- 4 在任中に、特に公労があった役員及び評議員に対しては、この規程で定める支給額の他に、特別加算金を支給することがある。

(慶弔)

第6条 役員及び評議員が次の各号に該当する場合、それぞれの慶弔金を贈る。

慶 弔	金 額
本人の結婚	50,000円
本人の傷病 (10日以上入院)	10,000円
本人の死亡	50,000円
配偶者の死亡	30,000円

父母の死亡	10,000 円
子の死亡	10,000 円
同居の祖父母の死亡	5,000 円

上記に該当しない事例の場合は、理事長の指示による。

- 2 別途、慶弔に伴う電報を、法人名において発信する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員の決議を経て定める。また、この規程の改廃は評議員会で決議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(役員等報酬規程の廃止)

- 2 役員等報酬規程（平成29年6月23日施行）は廃止する。